

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第八号

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任規則（昭和五十一年四月奈良県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五号中「という。」の下に「及び健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第十七号。以下本号において「規則」という。）」を加え、同号中(五)を十一とし、(四)の次に次のように加える。

- (五) 法第二十五条の五第二項の規定により、中止又は退出を命ずること。
- (六) 法第二十五条の七の規定により、必要な指導及び助言をすること。
- (七) 法第二十五条の八第一項の規定により、勧告すること。
- (八) 法第二十五条の八第二項の規定により、公表すること。
- (九) 法第二十五条の八第三項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (十) 法第二十五条の九第一項の規定により、報告をさせ、又は職員に立ち入り、検査させ、若しくは質問させること。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。

第五号に次のように加える。

〔十二〕 規則附則第二条第六項の規定による届出を受理すること。

## 附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。